

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び前橋市
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の改正について（議案第123号）

子育て施設課

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

建築基準法の改正により耐火基準が緩和された3階建てで延べ面積が200平方メートル未満の保育所又は幼保連携型認定こども園の用に供する建築物について、現行の基準を維持し、保育室等を3階に設ける場合は耐火建築物でなければならないこととする。

3 施行期日

公布の日